



## プレス発表資料

平成19年3月30日  
文化遺産国際協力コンソーシアム

### 「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」 第六条に基づく基本方針の策定についての提言の提出について

このことについて、文化遺産国際協力コンソーシアムは「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」第六条に基づき、文部科学大臣及び外務大臣が策定することとなっている基本方針に対する提言の取り纏めを終え、4月4日（水）に、文化遺産国際協力コンソーシアム会長平山郁夫から文化庁及び外務省に提出致しますので、お知らせ致します。

- 1) 提出日時：平成19年4月4日（水）  
文化庁：11：30から12：00（青木保文化庁長官）  
外務省：13：00から13：30（浅野勝人外務副大臣）
- 2) 場 所：文化庁長官室及び外務省副大臣室
- 3) 内 容：「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」第六条に基づく基本方針の策定のための提言書の提出
- 4) 提 出 者：平山郁夫 文化遺産国際協力コンソーシアム会長
- 5) 取 材：冒頭から提言の提出まで

お問い合わせ先  
文化遺産国際協力コンソーシアム事務局  
青 木 繁 夫  
電話：03-3823-4841

## 「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」 第六条に基づく基本方針の策定についての提言

### 1) はじめに

文化遺産は、人類の長い歴史の営みの中で多様な風土、民族、宗教などを背景に築かれてきた人類の創造性の証であり、時空を越えて私たちに心地よい感動を与えてくれます。そのような文化遺産を人類共通の財産として、現在から未来に引き継ぐ責任が私たちにはあります。

しかしながら、紛争、地震などの自然災害、環境変化、経済開発に伴う破壊などにより、十分な保護が図られず未来に引き継ぐことが危ぶまれる文化遺産が数多く存在しています。このことは人類共通の大きな損失である云えます。しかし、実際に国際協力には以下のような課題があります。

### 国際協力の課題

国内外関係機関相互の連携強化  
経済開発分野との連携構築

連携

専門家養成

日本人専門家の養成  
対象国での専門家の養成

国際協力実施拠点の確保  
緊急対応可能な体制の確保

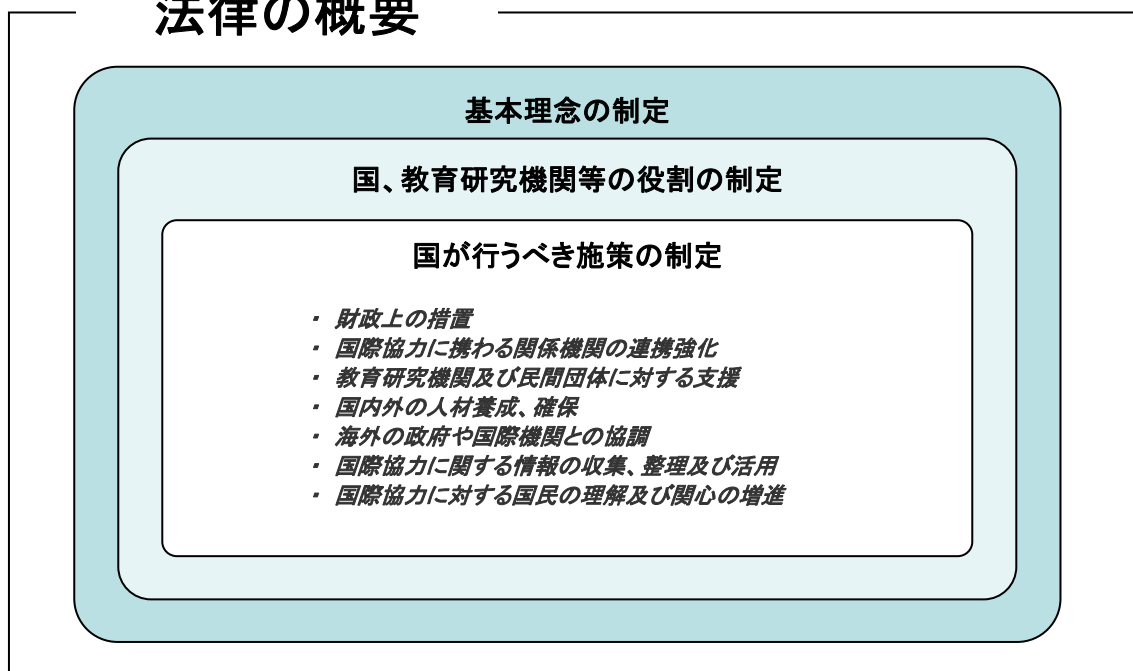
拠点整備

### 2) 「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」 について

わが国では、平成14年12月10日に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において「二国間または国際機関を通じて、人類共通の財産である世界的な文化遺産の保存修復のための協力や人材育成、共同研究などを積極的に展開する」と、文化遺産保護のための国際協力の重要性が指摘されています。また、平成15年には自民党による「文

化財国際協力推進議員懇談会」、続く平成 18 年には超党派の「文化財国際協力推進議員懇談会」も結成され、昨年の国会に「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法案」を提出し、同年 6 月に可決成立しています。文化遺産の保護や修復に関して、わが国の施策として世界における多様な文化の発展に積極的に国際貢献を果たすとしています。

## 法律の概要



### 3) 基本方針に係わる提言内容について

すでに述べてきたような背景のもとに提言は作成されましたが、その内容を以下に要約します。

#### 第一 文化遺産国際協力の基本的方向

##### ○ 文化遺産保護の国際協力の使命及び基本理念

- \* 人類共通の遺産を国・地域を越えて保護
- \* 外国政府や関係機関の自主性の尊重
- \* 国際社会における高い評価の獲得

##### ○ 各機関の役割

- \* 国：国際協力の施策を策定・実施等。また、必要な財政措置の努力。
- \* 教育研究機関：人材の育成、研究成果の応用、施設や職場環境を整備。
- \* 独立行政法人国立文化財機構文化遺産国際協力センター：国際協力推進の重要な機関として、特にアジアにおける国際協力の拠点として体制整備

- \*文化遺産国際協力コンソーシアム： 国の運営支援を受けながら、国や関係機関の情報の収集・提供など国際協力活動の活性化のための基盤整備。
- 経済協力との連携強化と文化遺産保護に配慮した協力体制の構築。
- 重点対象地域： 我が国との文化的に関係の深いアジア地域。

## 第二 文化遺産国際協力の推進に関する基本的施策

- 関係者間の連携強化
  - \*文化遺産国際協力コンソーシアムを活用した国内各機関と連携体制の構築。
  - \*学術研究分野間の横断的な協働、より総合的な文化遺産学の創出。
  - \*文化遺産国際協力コンソーシアムを通じて、ユネスコ等海外各機関との連携強化。
- 人材育成、確保等
  - \*単位互換や教材開発などの共同実施のための教育機関の連携体制の構築、人材育成の拠点の整備。
  - \*外国人専門家の養成のための受入研修、現地研修の拡充。
  - \*研修の成果が適切に評価される研修制度・環境の整備。
- 情報の収集、整理及び活用
  - \*文化遺産国際協力コンソーシアムを通じて、関係情報の集約化、専門家の人材ネットワークの構築。
- 国民の理解及び関心の増進
  - \*シンポジウム等の開催や情報提供を通じた国民の理解と関心の増進。
- 教育研究機関及び民間団体に対する支援
  - \*文化庁、外務省、国際交流基金などを通じた支援の充実。
  - \*文化遺産国際協力コンソーシアムを通じた、国際協力機構、国際協力銀行などによる観光開発・整備事業と文化遺産国際協力活動の共同実施や有機的連携の構築。

## 4) 文化遺産国際協力コンソーシアムについて

わが国における文化遺産分野の国際協力は、研究機関や行政機関、民間団体、民間企業等あるいはそこに所属する研究者により、それぞれ独立して実施されることが多く、十分な連携協力が出来ていない面があります。このような状態では諸外国の要請に機敏に対応することが困難で成果が上げられない恐れがあります。そのため、それぞれの自主性を尊重しながら文化遺産保護や修復に関する国際協力を活性化することを目的として、各機関が役割分担をしつつ相互に連携協力をすることが求められていました。

文化庁が設置した「文化財国際協力等推進会議」報告（平成16年8月）でも、文化遺産国際協力を推進するための具体的方策を以下のようにまとめています。

- ① 国際協力にあたっては調査研究や保存修復を実施する様々な研究機関間の連携を強

化することが必要であるとして、「文化財国際協力コンソーシアム」を構築し、各研究機関の保有する情報の交換・研究者等の人的交流を進めるための体制を整備する

- ② 研究機関、行政機関、民間援助団体や企業等の連携協力が重要であり、質の高い国際協力を進めるために「文化財国際協力コンソーシアム」を活用することによってこれまで以上に学術的専門的な識見を活用すべきである
- ③ 後世に文化財を継承していくためには、各国が自ら調査研究や修復等を行っていくことが必要不可欠である。このため研修制度の充実などにより、各国の専門家の養成や能力開発を推進する。

これを実現するためには、わが国における文化遺産保護の国際協力の持続的発展に寄与するために新たな協調と連携体制を整備構築する必要があります。文化遺産保護の動機を共有する機関や個人等の幅広い結集を図り、協調的・連携的な国際協力のための共通基盤を確立することを目指して、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」の成立と時を同じにして、文化庁および外務省の支援により「文化遺産国際協力コンソーシアム」が平成18年6月20日に設立されました。

## コンソーシアムの事業

### 海外の文化遺産保護に関する国内の連携・協力

コンソーシアム・メンバー間のネットワークの構築

(文化遺産の保護に携わる個人・団体の交流、研究会などの実施)

ネットワークを活用した情報の収集と提供

(カントリー・レポートの作成、会員専用情報交換サイトの開設など)

文化遺産国際協力に関する調査研究

(実施事業に関する現状分析など)

文化遺産国際協力活動についての広報・普及活動

(一般市民への文化遺産国際協力活動の紹介)